

**「モニタリング基本計画」の骨子案****1. 名称**

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 モニタリング基本計画

**2. 作成主体**

大阪府及び大阪市

**3. 基本計画と実施計画**

- (1) モニタリング基本計画（基本計画）は、設置運営事業（I R事業）の円滑かつ確実な実施を確保するための枠組みについて、府及び市の基本的な考え方を規定。
- (2) 基本計画に基づき、府、市及びSPCは、I R開業前及び開業後の各段階について、モニタリング実施計画を定める。

**4. モニタリングの意義**

- (1) 事業実施状況等の確認により、I R事業の円滑かつ確実な実施と長期間にわたる安定的で継続的な実施を確保する。
- (2) I R区域の整備及びI R事業（I R区域整備等）の影響・効果等を継続的に把握することにより、I R区域整備等の長期間にわたる安定的で継続的な発展を図る。

**5. モニタリング区分・項目**

- (1) 設計・建設等モニタリング
  - ・ 設計及び工事の実施体制の整備状況の確認
  - ・ 設計及び工事の進捗・実施状況の確認 等
- (2) 財務モニタリング
  - ・ SPCの資金調達状況、財務状況の確認
  - ・ 初期投資の実行状況の確認
  - ・ カジノ事業の収益の活用状況（再投資の実行状況）の確認 等
- (3) 開業準備モニタリング
  - ・ 開業までの準備工程及びその進捗状況の確認
  - ・ 事業実施体制及び組織体制の整備状況の確認 等
- (4) 運営モニタリング
  - ・ I R事業実施状況（法令・区域整備計画等に従い適切に実施されているか）の確認
  - ・ カジノ事業収益（再投資を含む。）の活用による公益性の確保状況の確認
  - ・ 区域整備計画に記載した成果指標の達成状況の確認 等

(5) I R 区域整備等の影響・効果等分析

- ・ 府、市及び SPC は、I R 区域整備等の長期的な取組方針等について、時宜に見直し或いは決定する上での参考とするため、相互に協力して、I R 区域整備等によって生じた社会的・経済的な影響及び効果等について、継続的に調査・分析を行う。

## 6. モニタリングの方法

(1) セルフモニタリング

- ・ SPC は、セルフモニタリングを実施し、その方法及び結果について、セルフモニタリング報告書を作成し、府及び市に提出する。
- ・ SPC は、事業年度毎に、事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況、並びにこれらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等を記載した報告書（事業報告書）を作成し、府及び市に提出する。

(2) 府・市モニタリング

- ・ 府及び市は、SPC から提出されたセルフモニタリング報告書及び事業報告書を踏まえ、I R 事業が、法令・区域整備計画等に従い適正かつ確実に遂行されているかを確認する。

(3) 会議体の設置

- ・ 府、市及び SPC は、密な連携・調整のための会議体を設置する。

(4) I R 事業評価委員会（府・市共同設置の附属機関）

- ・ 府及び市は、毎年度、モニタリング結果について I R 事業評価委員会に報告する。

(5) 国土交通大臣

- ・ 国土交通大臣の求めがあれば、府は、府・市モニタリングの結果を踏まえ、認定区域整備計画の実施の状況を国に報告し、国土交通大臣は毎年度、認定区域整備計画の実施の状況について評価する。
- ・ 府及び市は、当該評価結果について、各々、府議会及び市会に報告し、公表する。
- ・ 府、市及び SPC は、当該評価結果について、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映する。

## 7. 是正要求措置

(1) 是正レベルの認定

- ・ 府は、府・市モニタリングの結果、I R 事業が法令等や関連協定を遵守していないと認められる場合には、是正レベルの認定を行う。

(2) 是正要求

- ・ 府は、是正レベルに応じて、SPC に対して是正要求を行うことができる。

是正レベル	是正要求措置	I R 事業評価委員会
レベル1 (違反又は不履行)	注意（口頭注意） ※レベル1 該当のおそれの場合	—
	改善指導	—
レベル2 (重大な違反又は不履行)	改善勧告	—
	警告 ※改善勧告にもかかわらず改善 されない場合	報告
レベル3 (極めて重大な違反又は不 履行)	改善命令	諮問（緊急の場合は省略）

### (3) 実施協定の解除等

極めて重大な違反又は不履行が生じているため、府が SPC に対して改善命令を行ったにもかかわらず、当該違反又は不履行が改善されなかった場合には、府は、①実施協定の解除、②区域整備計画の認定の更新を行わない、又は③区域整備計画の認定の取り消しを申請することができ、市は、区域整備計画の更新の申請への同意を行わないことができる。

以上